

令和5年度 第1回

船橋市学区審議会

日時：令和5年7月5日（水）

午前10時30分～

場所：市役所本庁舎7階 教育委員室

(次 第)

1. 開 会

2. 議 事

(1) 「通学区域の追加設定について」(諮問)
に対する答申について

(2) その他

3. 閉 会

船橋市学区審議会委員名簿

No.	氏 名	性別	選 出 条 項 等	備 考
1	つねなが 常永 たまみ	女	市立小学校及び中学校の校長	
2	ふじい たけし 藤井 武	男	市立小学校及び中学校の校長	
3	しみず たつお 清水 龍夫	男	学 識 経 験 者	
4	さはら まきこ 佐原 摩貴子	女	学 識 経 験 者	
5	か せ たけまさ 加瀬 武正	男	学 識 経 験 者	
6	はせがわ こうき 長谷川 幸喜	男	学 識 経 験 者	
7	こうち かなめ 幸地 要	男	学 識 経 験 者	
8	たんの まこと 丹野 誠	男	市 職 員	
9	きむら よしまさ 木村 克正	男	市 職 員	
10	ひだか ゆういちろう 日高 祐一郎	男	市 職 員	

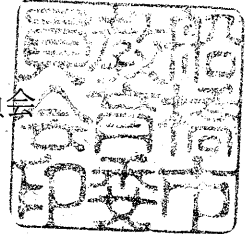
任期：令和5年7月1日から令和7年6月30日まで



船教学第650号
令和5年7月5日

船橋市学区審議会会長 様

船橋市教育委員会



通学区域の追加設定について（諮問）

通学区域を下記のとおり変更することについて、貴審議会の意見を求めるため諮問いたします。

記

1. 諮問事項

①葛飾小学校区

印内2丁目3番「1号～36号」を葛飾小学校（西海神小学校を選択できる地域）の通学区域とする。

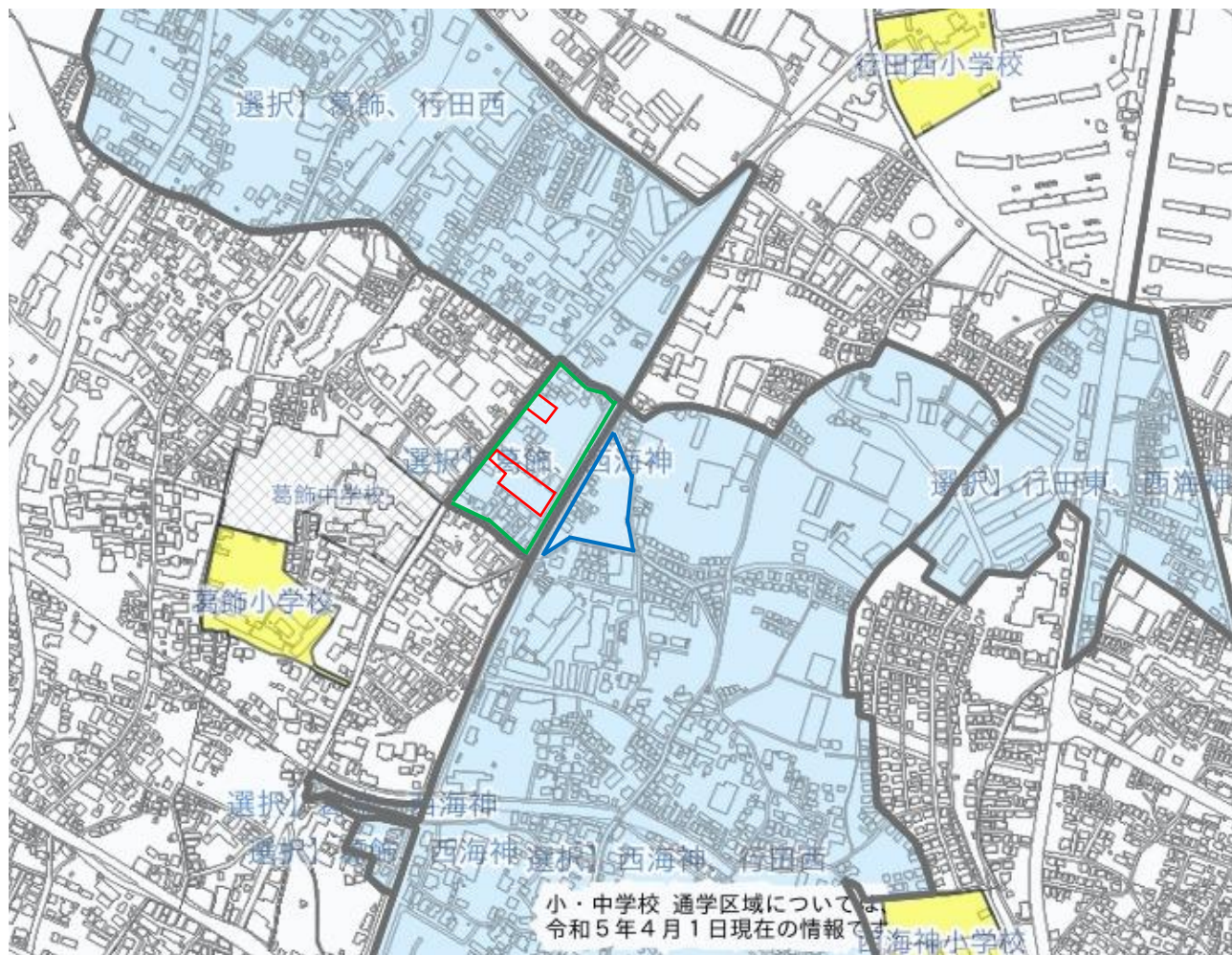
②行田西小学校区

行田町「43番地～46番地」を行田西小学校の通学区域とする。

2. 諮問理由

住居表示に即し、規則を整備する必要があるため。

資料①-1 (印内2丁目3番1号~36号 通学区域図)

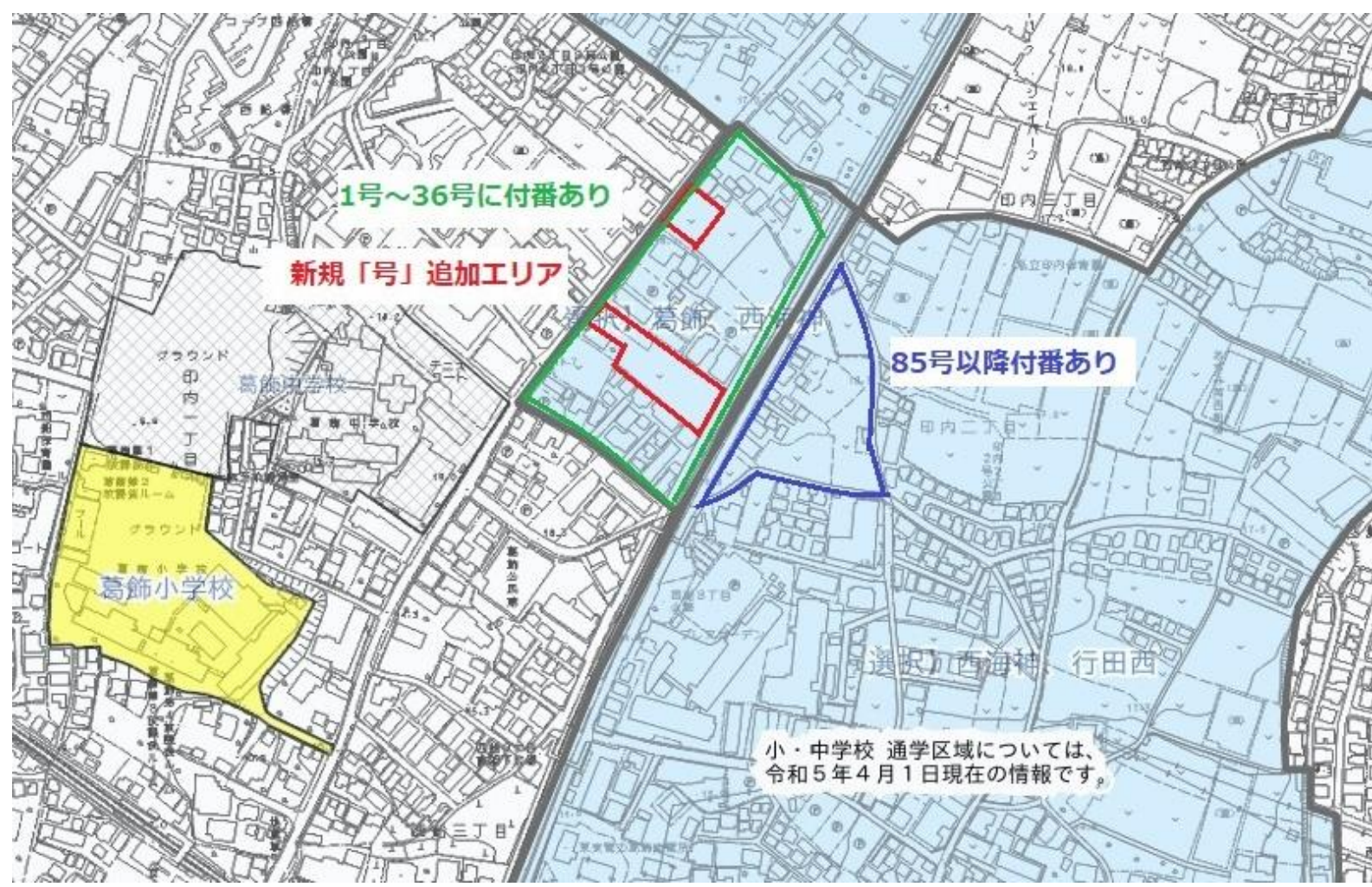


新規「号」追加工リア

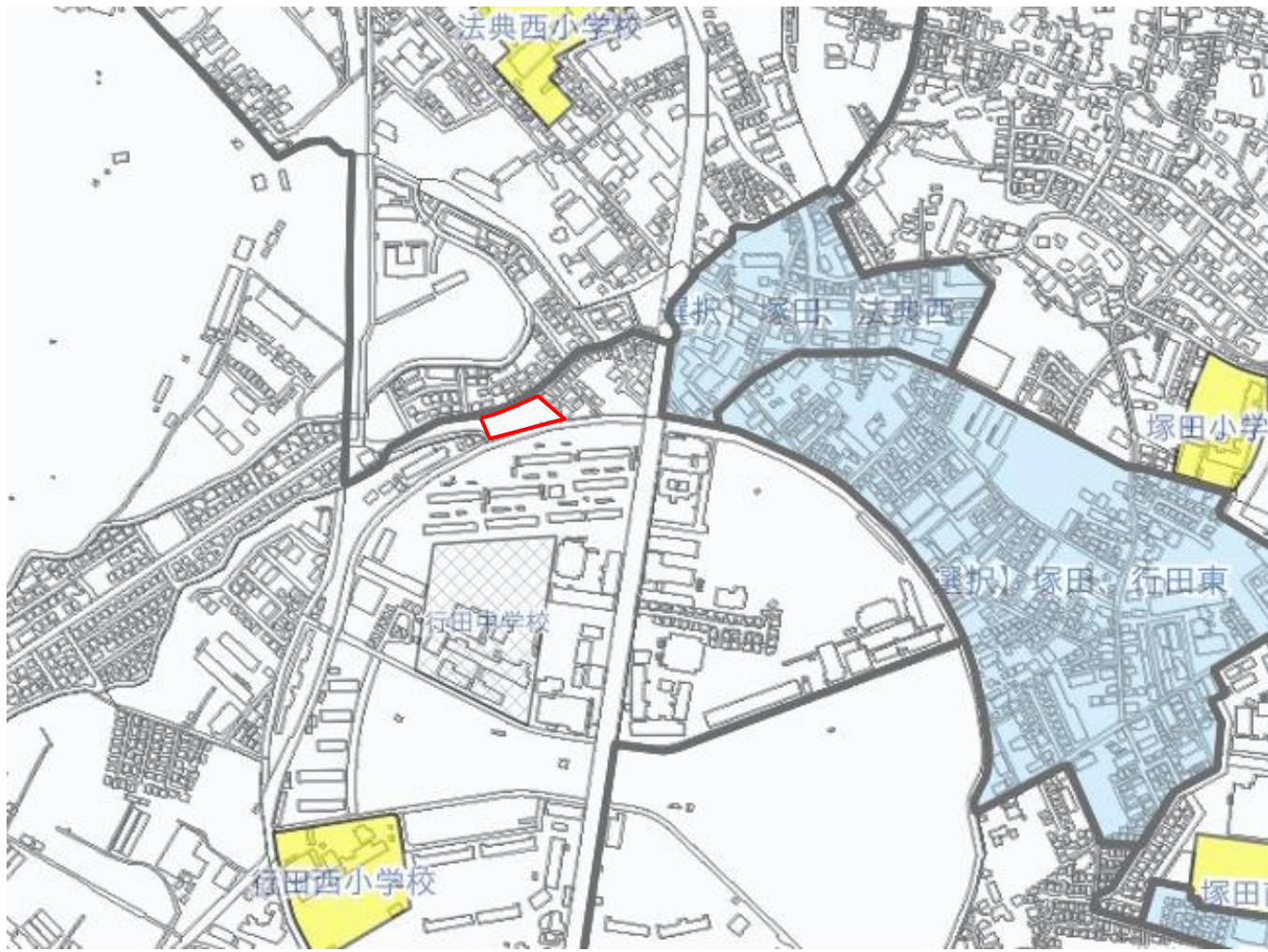
1号~36号に付番あり
葛飾小・西海神小選択学区

85号以降付番あり
西海神小・行田西小選択学区

資料①-2 (印内2丁目3番1号～36号 通学区域図)



資料②-1 (行田町4 3番地～4 6番地 通学区域図)



行田町追加エリア

資料②-2 (行田町43番地～46番地 通学区域図)



船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（新旧対照表）（案）

新			旧		
○船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 別表 (その1)			○船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 別表 (その1)		
学校名	通学区域		学校名	通学区域	
葛飾小学校	(略)	(略)	葛飾小学校	(略)	(略)
	印内	1丁目 2丁目2番17号、 3番1号~36号 、4番~12番 3丁目1番~3番		印内	1丁目 2丁目2番17号、3番1号・2号・7号・10号~17号・20号~22号・24号~26号・30号・32号・34号~36号、4番~12番 3丁目1番~3番
	(略)	(略)		(略)	(略)

船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（新旧対照表）（案）

新			旧		
別表 (その1)			別表 (その1)		
学校名	通学区域		学校名	通学区域	
行田西小学校	西船	2丁目32番～35番	行田西小学校	西船	2丁目32番～35番
	印内	3丁目4番～39番		印内	3丁目4番～39番
	行田町	43番地～46番地、47番地の一部、48番地		行田町	47番地の一部、48番地
	行田	2丁目6番～11番 3丁目		行田	2丁目6番～11番 3丁目
	古作	1丁目1番～6番 2丁目2番、3番 3丁目2番～9番 4丁目1番～12番		古作	1丁目1番～6番 2丁目2番、3番 3丁目2番～9番 4丁目1番～12番
	(略)	(略)		(略)	(略)

学区審議会の経緯

小・中学校通学区域の適正化を期するため、昭和41年12月に船橋市学区審議会等に関する規則（教育委員会規則第3号）により学区審議委員会が設置された。委員定数は15人以内で、小・中学校長、教育委員会事務局職員、市長事務局職員及び学識経験者で組織されていた。

当時は、都市構造の変化や人口の急激な増加が著しく、これに伴う学校の新設、学区再編成にかかる業務は、教育行政の中心的な課題であった。また、地域住民あるいは教育の主体者である子どもにとっても、学区の問題は重大な関心事となっていた。そこで、通学区域の適正化を慎重に進めるために、教育委員会の諮問機関として、学区審議委員会が設置された。

その後、昭和48年4月に船橋市学区審議会条例（条例第21号）が制定され、学区審議委員会から学区審議会に名称が変更になり、現在に至っている。現在の委員定数は10人以内で、市立小学校及び中学校の校長、学識経験者及び市職員で組織されている。

○船橋市学区審議会条例

昭和 48 年 4 月 1 日

条例第 21 号

船橋市学区審議会条例

(設置)

第 1 条 市立小学校及び中学校の通学区域の設定に関し、必要な事項を調査、審議させるため、船橋市学区審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 3 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから船橋市教育委員会が委嘱する。

(1) 市立小学校及び中学校の校長

(2) 学識経験者

(3) 市職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 委員(第 1 項第 2 号に掲げる委員を除く。)にあっては、委嘱当時の職を離れたとき、臨時委員にあっては、当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときに、それぞれ解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第 6 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。